

令和7年8月28日（木）

【照会先（最低賃金）】

神奈川労働局 労働基準部 賃金室

室長 木村 隆志 監察監督官 大屋 季之

（電話）045(211)7354

【照会先（業務改善助成金）】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課

課長 下川 眞徳 課長補佐 寶 和代

（電話）045(211)7357

報道関係者 各位

令和7年度「神奈川県最低賃金」を改正決定します

- 63円引上げ 時間額1,225円に —
- 業務改善助成金など支援策の活用を —

神奈川労働局長（局長 こやの ふみお 児屋野 文男）は、下記のとおり「神奈川県最低賃金」について時間額1,225円（引上げ額63円）とする改正決定を行い、9月4日に官報公示を行います。

これにより、神奈川県最低賃金は、令和7年10月4日から1,225円に引き上げられることとなります。

記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	官報公示日	発効日
1,225円	63円	5.42%	令和7年9月4日	令和7年10月4日

- 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 今後、神奈川労働局では、改正後の神奈川県最低賃金について、県内の事業場及び労働者にも広く周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。

神奈川働き方改革推進支援センターにおいて、中小企業・小規模事業場の賃金引上げ、業務改善助成金等助成金の活用、その他働き方改革を支援する取組に関して、労務管理の専門家が無料で、電話やメールでの個別相談、企業訪問やコンサルティングを行っております。

「神奈川働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）

電話：0120-910-090

eメール：kanagawa@workstylereform.net